

獣 医 師 免 許 証 再 交 付 申 請 書

本籍地

現住所

氏ふりがな名

生年月日

旧姓又は通称※併記の希望 有・無

旧姓又は通称

(旧姓又は通称併記を希望する場合のみ記載すること)

登録年月日
登録番号

獣医師免許証を

亡失

き損

したので再交付されたく申請する。

事 由

年 月 日

氏 名

農林水産大臣 殿

※通称は、外国籍を有する者で、住民票に通称の記載がある場合のみ、免許証に記載可能。

始末書について

1. 農林水産大臣宛てとすること。
2. 亡失又はき損した時期、その具体的な状況等及び今後は注意する旨を必ず記載すること。
3. 氏名及び提出年月日を記載すること。
4. 30日を超えた場合には、始末書に加えて遅延理由書を作成すること。

【様式例】

始 末 書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
申請者氏名	
本文（亡失又はき損した時期、その具体的な状況等及び今後注意する旨を記載）	
亡失（き損）した時期	年 月
具体的な状況等	

遅延理由書について

獣医師免許証を亡失又はき損したときは、その日から３０日以内に申請書を提出しなければならないことが、獣医師法施行規則第８条に定められています。

このため、事実が発生した日から申請までの期間が３０日を越えた場合は、以下に御留意の上、遅延理由書の提出をお願いします。

- １．農林水産大臣宛てとすること。
- ２．３０日以内に申請できなかった具体的な理由及び今後注意する旨の一文を記載すること。（３０日以内の場合は始末書のみ必要）
- ３．氏名及び提出年月日を記載すること。

【参 考】

遅延理由書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者氏名

本文（３０日以内に提出できなかった理由及び今後注意する旨を記載）

身分証明書の写し（本籍等がわかるもの）

本籍地、氏名、生年月日が確認できる公的な書類（戸籍抄本、パスポートなど（コピー可））。なお、運転免許証など本籍地の記載のないものは不可）。